

メトロギャラリー取扱要領

平成 20 年 6 月 25 日 交通事業管理者決裁

(直近改正 令和 2 年 1 月 7 日)

1 趣旨

この要領は、地下鉄駅施設の一部を文化芸術作品を発表する場として提供し、文化芸術活動の振興に寄与することで、市営交通の社会貢献とイメージアップを図る目的で設置する「メトロギャラリー」の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 設置駅

次に掲げる地下鉄駅 10 駅に設置する。

南北線 麻生駅、真駒内駅

東西線 宮の沢駅、琴似駅、円山公園駅、白石駅、新さっぽろ駅

東豊線 栄町駅、月寒中央駅、福住駅

3 規格

以下の規格の掲示板をアクリルボードで覆ったものとする。

(1) 大きさ

ア 真駒内駅を除く 9 駅

縦 1.5 メートル×横 6 メートル×奥行き 8 センチ

イ 真駒内駅

縦 1.5 メートル×横 4.5 メートル×奥行き 8 センチ

(2) 掲示板の厚さ及び材質

9 ミリメートルのベニヤ板

(3) 付帯設備

ア ピクチャーレール 2 本及びワイヤー（フック付き）14 本（予備有り）

イ ライトアップ（真駒内駅及び白石駅を除く）

4 掲出作品

別紙「メトロギャラリー掲出基準」を満たした作品とする。

5 掲出作品の選定方法

一般公募及び随時募集によって行う。なお、募集対象者は、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町において居住する者または活動する団体とする。

(1) 一般公募

ア 募集単位

設置駅ごとに2か月を1期間とし、交通局が別途定める。

イ 応募方法

掲出を希望する個人又は団体は、交通局が別途定める方法により応募する。

ウ 当選者の選考方法

- ・ 交通局は募集期間終了後直ちに当選者を決定し、応募者全員に結果を通知する。
- ・ 同一駅・期間において応募者多数の場合は、抽選にて当選者を決定する。
- ・ 当選は1人（団体）につき同一年度内に1回までとする。ただし、当選者未定の駅・期間が生じた場合はこの限りではない。

エ 当選者決定後の手続き

- ・ 交通局は当選者に対してメトロギャラリー申込書を送付し、提出を依頼する。
- ・ 交通局は当選者から提出された申込書に基づき、「メトロギャラリー掲出基準」を満たしているか審査し、掲出者を決定する。

(2) 随時募集

掲出者が未定の駅・期間において、掲出を希望する個人又は団体から申出があった場合、一般公募の手続きに準じて、その者の作品を掲出することがある。

6 掲出期間

1回の掲出につき、原則6週間程度とする。ただし、交通局の事情によりやむをえないときは、その期間を短縮又は延長することがある。

7 作品の掲出・撤去

- (1) 掲出者は、掲示板全面（真駒内駅は縦 1.5 メートル×横 4.5 メートル、真駒内駅を除く 9 駅は縦 1.5 メートル×横 6 メートル）を使用して掲出する。
- (2) 作品の掲出・撤去作業は、交通局職員の立会のもと、掲出者が行う。
- (3) 掲出期間中の作品の交換は、交通局が撤去や修繕等を指示した場合を除き認めない。

8 掲出料

無料とする。ただし、掲出作業に必要な留め具等は掲出者が用意する。

9 その他使用上の注意事項

- (1) 掲出にあたり付帯設備が損傷した場合は、掲出者の負担において修復すること。
- (2) 掲出作品が盗難・損傷した場合、交通局はその責を負わないこと。
- (3) メトロギャラリーへの掲出に起因して第三者との間に紛争等が生じた場合、掲出者の責任において一切を処理すること。
- (4) 作業中等の事故・怪我等については、当事者で対応すること。
- (5) 掲出中に次の事項に該当した場合は、撤去となること。
 - ア 使用目的に違反していたとき
 - イ 喧騒又は混乱が発生したとき
 - ウ その他交通局が必要と認めたとき
- (6) 掲出作品の落下等の事由により、交通局が独自で修繕等を行う場合があること。また、その場合に生じる掲出作品への損傷について、交通局はその責を負わないこと。
- (7) この取扱要領の定めのない事項については、交通局の指示によること。